

レンタル吸引装置に関する約款

第1条(レンタル期間)

1. レンタル期間は、貸出日(レンタル開始日)から返却日(レンタル終了日)までとします。
2. レンタル期間の短縮または延長には、当社の承諾が必要です。

第2条(使用範囲および保証の制限)

1. 吸引装置の使用により成形品への改善効果の有無にかかわらず、金型の追加工費用や返金等の補償は行いません。
2. レンタル品以外の設備、機器、製品、またはその他の財産に対する補償、修理、交換、賠償については一切責任を負いません。お客様が所有する設備や施設に対する損害は、お客様自身の責任において管理および対応してください。
3. 吸引装置の使用は日本国内に限ります。

第3条(契約のキャンセル)

1. 機器発送前のキャンセルは無料で行えますが、発送後は1回分の利用料として5,000円(税抜)および送料が発生します。

第4条(通知義務)

以下の場合、速やかに当社に連絡するとともに、書面でも通知するものとします。

1. レンタル期間中の物件について盗難・滅失あるいは毀損が生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. レンタル期間中の物件に対し、第三者から強制執行やその他の法律的・事実に侵害があったとき。

第5条(譲渡・転売の禁止)

1. 本レンタル契約は、申込書に記載されたお客様にのみ有効です。お客様は吸引装置を第三者に譲渡、質入れ、転売、占有などの処分を行ってはいけません。

第6条(レンタル料金と支払い)

1. レンタル料金は1日あたり500円(税抜)とし、最低貸出期間は10日間です。期間前に返却されても10日分の料金が請求されます。
2. 日数には土日祝も含み、レンタル機器到着日の翌日から起算します。

3. 送料はお客様負担とします。発送時の送料は当社規定の額を請求し、返却時は元払いで返送してください。
4. 支払いは原則として銀行振込により行い、請求書は機器返却後に発行します。月をまたぐ利用の場合、月毎の締日ごとに請求書を発行します。

第7条(使用および保管に関する注意事項)

1. 使用目的に合った使用を行い、利用および保管には十分な注意を払ってください。
2. 貸出中の事故(故障・破損・汚れ)は、直ちに当社へ連絡するものとし、修理・清掃が必要な場合、その費用をお客様に負担いただきます。
3. 紛失や修理不能状態になった場合、修理費用や買取費用を請求することがあります。
4. 吸引(ガス、空気)目的以外での使用は厳禁です。水、化学薬品、引火性ガス等では使用しないでください。

第8条(機器の取り扱い)

1. 機器の分解や改造は行わないでください。
2. 使用中に不具合が発生した場合は、当社にご連絡ください。状況により修理費用や買取をお願いすることがあります。
3. 機器の転貸はご遠慮ください。
4. 使用中に盗難や災害が発生した場合、お客様には盗難届および被災証明を取得していただきます。

第9条(その他)

1. 貸出時および使用前に不具合がないことを確認し、貸出期間終了後のクレームについては当社は責任を負いかねます。
2. 本規約に定めのない事項が生じた場合、お客様と当社は誠意をもって協議し、円満に解決を図ります。

以上

2024年8月19日制定

株式会社プラモール精工

※本約款は予告なく変更することがあります。